

商店街店舗整備事業
(空き建築物改装費及び賃借料)
【募集要項】

砂川市 商工労働観光課 商工振興係

問い合わせ先 0125-74-8382

目次

1. 事業の目的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象事業	1
4. 補助対象期間	2
5. 事業のスキーム	2
6. 補助対象経費	3
7. 補助率等	3
8. 応募手続きの概要	4
9. 選考	5
10. 採択	6
11. 交付決定	6
12. 補助金の交付	6
13. 交付決定後の注意事項	6
14. 反社会的勢力との関係が判明した場合	7

1. 事業の目的

本補助金は、小売商業店舗等が閉鎖され空き建築物となった状態の回復を図るため、空き建築物に小売商業店舗等が営業するために入居し、それが満たされるようになること及び新規開店者の継続的な経営に向けた支援を行い、本市地域経済の活性化を図ることを目的としています。

2. 補助対象者

本補助金の募集対象者は、次の①～③のいずれかに該当するものとします。

- ①中小企業基本法第2条に基づく中小企業者
- ②主たる事務所を本市に有する中小企業団体法第3条第1項に基づく事業協同組合、事業協同小組合、企業組合若しくは協業組合で、かつ、その団体を構成するものの4分の3以上が本市に主たる営業所を有しているもの
- ③主たる事務所を本市に有する商店街振興組合法第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会で、かつ、その団体を構成するものの4分の3以上が本市に主たる営業所を有しているもの

なお、次の各号に掲げる者は申請することができません。

【共通事項】

- (1) 市税の滞納があるもの
- (2) 過去1年以内に本補助金を申請したが、不採択となった者。
- (3) 応募者又は法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力であること、また、反社会的勢力との関係を有している者。また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける者。

【空き建築物の活用に伴う内装及び正面外壁補助（建築物改装費）】

- (1) 過去1年以内に本補助金の交付決定を受けたことがある者

【空き建築物の活用に伴う家賃補助（賃借料）】

- (1) 過去1年以内に本補助金の交付決定を受けたことがある者

3. 補助対象事業

本補助金の対象となる事業（以下、「補助事業」という）は、以下の（1）～（4）の要件をすべて満たす事業であることが必要です。

- (1) 商業地域等（都市計画法第8条に規定する商業地域又は近隣商業地域）において、空き建築物を購入又は賃貸借等をし、小売商業店舗等（小売業、飲食店、サービス業）を開店する事業
- (2) 持続的な経営に向けた経営計画に基づく事業であり、助成金交付後も継続して営業が見込まれる事業
- (3) 商店会組織及び商工会議所の推薦を受け、商店会組織に加入すること

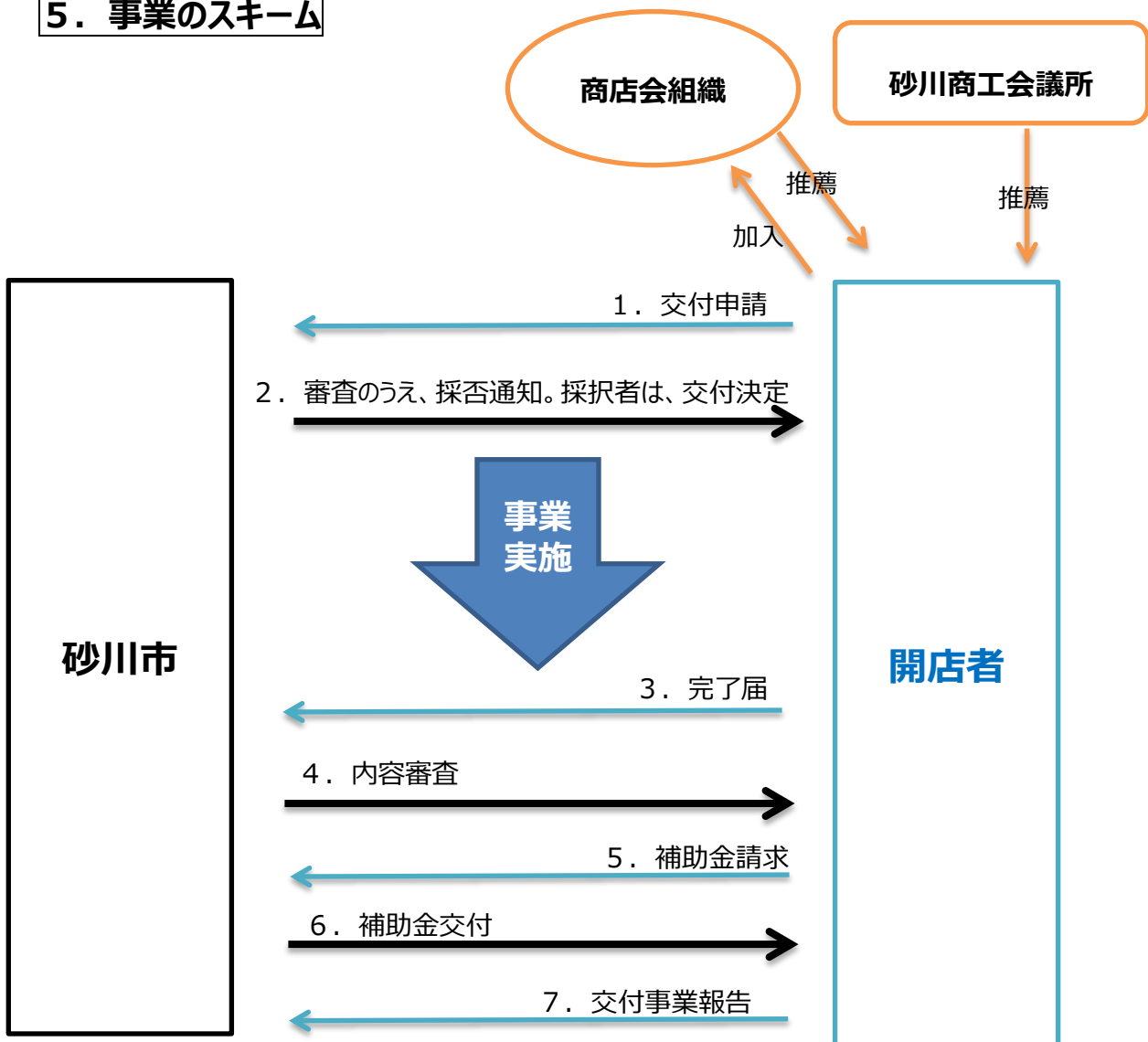
(4) 以下のいずれにも合致しないこと。

- ・北海道の青少年育成条例に規定する有害図書類及び有害がん具類の販売に該当するもの
- ・主として酒類を提供する飲食店に該当するもの
- ・政治・経済・文化団体・宗教に該当するもの

4. 補助対象期間

本補助事業期間は、空き建築物の活用に伴う内装及び正面外壁補助については、交付決定日から改装に係る支払いが完了するまで、空き建築物の活用に伴う家賃補助については、小売商業店舗等が開店したときから12ヶ月間とします。

5. 事業のスキーム



6. 補助対象経費

【空き建築物の活用に伴う内装及び正面外壁補助（改装費補助）】

1 戸の独立した建築物である店舗の用に供する内装、正面外壁であるもので、内装については、天井、壁、床部分の内装工事（建物と一体化した照明器具・造り棚を含む）が対象となります。自ら空き建築物を改装した場合は原材料等購入費が対象となります。

ただし、補助対象経費の合計額が10万円に満たない場合は対象外とします。

（注1）対象とならない経費は、次の通りです。

- ・スーパー等のテナントの改装費用
- ・正面以外の外装工事費、外構工事費、備品代、消耗品費、仮設置・撤去費、解体・撤去費用、処分費、運搬費、雑費、諸経費、手続費など
- ・居住の用に供する部分（住宅兼店舗・事務所の場合は、対象経費を店舗・事務所専有部分と共有部分、住居部分で面積按分等を用いて合理的に区分すること。）

【空き建築物の活用に伴う家賃補助（賃借料補助）】

契約に基づく建築物の賃借料が対象となります。

（注1）賃借料とは、開店する店舗の契約に基づく賃借料を指し、共益費、駐車場代は含みません。

（注2）賃貸人と賃借人が口頭で賃借料を設定している場合等、契約書が無い場合は補助対象とすることができません。

（注3）本補助の主旨は、閉鎖となった店舗（空き建築物）を一日も早く現状に戻すことが目的ですが、賃貸人と所有者が別（いわゆる、サブリース）である場合は、家賃の価格設定の適正性が明確でないことが一般的であり、主たる目的である空き店舗解消に繋がらないことが予見されるため、対象外とします。

（注4）対象とならない経費は、次の通りです。

- ・スーパー等のテナントの賃借料
- ・振込手数料、共益費、駐車場代、仲介手数料、敷金・礼金・保証金等、火災保険料、地震保険料、応募者本人又は三親等以内の親族が所有する不動産等にかかる賃借料、市外の店舗・事務所の賃貸借契約に係る賃借料・共益費、第三者に貸す部屋等の賃借料
- ・居住の用に供する部分（住宅兼店舗・事務所の場合は、賃借料を店舗・事務所専有部分と共有部分、住居部分で面積按分等を用いて合理的に区分すること。）

7. 補助率等

本補助金に係る補助率等は以下のとおりです。

また、補助金の交付は事業完了後となりますので、補助事業期間中は必要な資金を自己調達する必要があります。

項目	改装費補助	賃借料補助
補助率等	30/100 ※ただし、特定創業支援事業の証明を受けた者又は完了届提出期日までに特定創業支援事業の証明を受けた者は、補助率を 50/100 とします。	70/100
補助上限	200 万円	月額 10 万円

8. 応募手続きの概要

(1) 募集期間

【空き建築物の活用に伴う内装及び正面外壁補助（改装費補助）】
改装工事に着手する（工期が始まる）1ヶ月前までの申請が必要です。

【空き建築物の活用に伴う家賃補助（賃借料補助）】
開店の1ヶ月前までの申請が必要です。

(2) 提出先（問合せ先）等

〒073-0195
砂川市西7条北2丁目1番1号
砂川市 経済部 商工労働観光課 商工振興係
TEL.0125-74-8382

(3) 提出書類

【空き建築物の活用に伴う内装及び正面外壁補助（改装費補助）】

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書（別紙）
- ③ 経費明細
- ④ 改装前写真
- ⑤ 図面の写し
- ⑥ 見積書明細の写し
- ⑦ 納税確認書
- ⑧ 賃貸借契約の写し又は売買契約の写し
- ⑨ 直近2期分の決算書(既に事業を営んでいる場合)
- ⑩ (補助率の特例を希望する場合のみ)特定創業支援事業の証明書

【空き建築物の活用に伴う家賃補助（賃借料補助）】

- ① 交付申請書
- ② 事業計画書（別紙）

- ③納税確認書
- ④賃貸借契約の写し
- ⑤直近 2 期分の決算書(既に事業を営んでいる場合)

9. 選考

選考は、資格要件等及び事業内容等の審査により行います。
審査の手順は以下のとおりです。

①資格審査（すべての方）

主に、「2. 補助対象者」に適合しているか審査します。

②書面審査（資格審査を通過した方）及びヒアリング審査

原則、事業計画書等の提出された書類により審査を行いますが、必要に応じてヒアリングを行う場合があります。

上記①②の後に採択者の決定を行います。審査結果については、採択の可否を書面で通知します。

○主な着眼点は、本補助金の目的に沿った事業であることのほか、以下のとおりです。

1. 事業の独創性

自身のこれまでの経験に基づき培った技術やノウハウ、アイデアに基づき、ターゲットとする顧客や市場にとって新たな価値を生み出す商品、サービス、又はそれらの提供方法を有する事業を自ら編み出していること。

2. 事業の実現可能性

商品・サービスのコンセプト及びその具体化までの手法やプロセスがより明確になっていること。事業実施に必要な人員の確保に目途が立っていること。販売先等の事業パートナーが明確になっていること。

3. 事業の収益性

ターゲットとする顧客や市場が明確で、商品、サービス、又はそれらの提供方法に対するニーズを的確に捉えており、事業全体の収益性の見通しについて、妥当性と信頼性があること。

4. 事業の継続性（情熱の継続力、計画性）

創業の動機が明確で、予定していた販売先が確保できない等計画通りに進まない場合も事業が継続されるよう対応が考えられていること。

事業実施内容と実施スケジュールが明確になっていること。また、売上・利益計画の妥当性・信頼性があること。

10. 採択

審査の結果（不採択の理由等）に関するお問い合わせには、一切応じかねますので、予めご承知おきください。

11. 交付決定

採択の通知後、採択された方から補助金の交付に係る必要な手続きを行って頂きます。

12. 補助金の交付

補助金の交付については、補助事業の完了（開店後1年経過）後、3ヶ月以内に完了届を提出頂き、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を当課にて確定した後、精算払いとなります。ただし、法人税又は所得税の課税対象となります。

13. 交付決定後の注意事項

（1）補助事業の計画内容や経費の配分変更等

交付決定を受けた後、本事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は本事業を廃止しようとする場合等には、事前に市の承認を受けなければなりません。

（2）アンケート

補助事業完了後、当該事業についてのアンケートを当課にて報告して頂く場合があります。

（3）補助事業の経理

補助事業に係る経理について、帳簿や支出の根拠となる証拠書類については、事業が完了した年度の5年間、管理・保存しなければなりません。

14. 反社会的勢力との関係が判明した場合

提出頂く事業計画書中に反社会的勢力との関係が無いことを誓約頂きます。

(1) 反社会的勢力とは以下のいずれかに該当する者を言います。

1. 暴力団
2. 暴力団員
3. 暴力団準構成員
4. 暴力団関係企業
5. 総会屋等
6. 社会運動等標ぼうゴロ
7. 特殊知能暴力集団等
8. 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

(イ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること。

(ロ) 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること。

(ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。

(ニ) 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。

(ホ) その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

(2) 応募者（中小企業者の場合は、代表者及びその役員（業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。））について、反社会的勢力であることが判明した場合、採択を行いません。また、採択後、交付決定後に判明した場合であっても、採択や交付決定を取り消します。

(3) また、応募者自ら又は第三者を利用して以下に該当する行為をした場合には、(2)と同様の取扱いとします。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて砂川市の信用を毀損し、または砂川市の業務を妨害する行為
- ⑤ その他の前各号に準ずる行為